

令和6年度松前町職員採用試験（令和7年度採用）実施要領

1 職種、採用予定人員等

試験は、次の試験区分で行います。このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

試験区分	採用予定人員	勤務場所
一般事務（上級）	3人程度	町長の事務部局又は行政委員会等で勤務します。 ※ 保育教諭については、町立保育所、町長の事務部局又は町立認定こども園で勤務します。
土木（上級）	1人程度	
建築（上級）	1人程度	
保育教諭（中級）	3人程度	
土木（初級）	1人程度	
建築（社会人有資格）	1人程度	

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験区分について、要件等に該当する者

試験区分	年齢要件	学歴・その他
一般事務（上級）	昭和59年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者	特になし
土木（上級）	平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者	特になし
建築（上級）	平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者	特になし
保育教諭（中級）	平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者	保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を取得している者又は令和7年3月末日までに取得する見込みの者
土木（初級）	平成14年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者	※ 大学卒業者又は大学卒業見込者を除く

建築（社会人有資格）	昭和 54 年 4 月 2 日以降に生まれた者	次の資格のいずれかを有する者で下記（2-（4））の要件を満たすもの ・一級建築士又は二級建築士
------------	-------------------------	--

※ 建築（社会人有資格）は、採用後に上級区分として取り扱います。

(4) 民間企業等における職務経験（建築に関する職務経験に限る。）が直近 7 年中 5 年以上（令和 6 年 7 月末現在）ある者

※ 「民間企業等における職務経験」には、会社員、公務員、団体職員、自営業者等（正規雇用の社員等）として週 30 時間以上の勤務を 1 年以上継続した期間が該当します。職務経験が複数ある場合は、通算します。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

※ 「直近 7 年」とは、平成 29 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月末までです。

※ 最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書（又は年金加入記録の証明その他職歴が確認できる書類）を提出していただきます。なお、職務経験期間が確認できない場合は、合格を取り消します。

※ 本要領の末尾に「～受験資格に関する Q & A～」を掲載していますので参考にしてください。

3 試験日時、場所及び合格発表

試験は、第 1 次試験及び第 2 次試験とし、次のとおり行います。

なお、第 2 次試験は、第 1 次試験に合格した者に対して行います。

【一般事務（上級）、土木（上級）、建築（上級）、保育教諭（中級）】

	日 時	場 所	合格発表
第 1 次 試 験	令和 6 年 7 月 14 日（日） 午前 10 時から午後 4 時 30 分頃まで ※ 試験区分により終了時間は異なります。	松前町庁舎（予定）	受験者全員に合否を通知する（8 月中旬頃の予定）。
第 2 次 試 験	（第 1 次試験合格者に通知） （9 月上旬頃の予定）	松前町庁舎（予定）	受験者全員に合否を通知する。（9 月下旬頃の予定）

【土木（初級）、建築（社会人有資格）】

	日 時	場 所	合格発表
第 1 次 試 験	令和 6 年 9 月 22 日（日） 午前 10 時から午後 4 時頃まで ※ 建築（社会人有資格）は、午後 0 時 30 分頃までに終了する予定です。	松前町庁舎（予定）	受験者全員に合否を通知する。（10 月中旬頃の予定）
第 2 次 試 験	（第 1 次試験合格者に通知） （10 月下旬又は 11 月上旬頃の予定）	松前町庁舎（予定）	受験者全員に合否を通知する。（12 月上旬頃の予定）

4 試験の方法

	職種区分	試験・検査種目	試験の内容
第1次試験	一般事務 (上級)	教養試験	社会的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。(40題、解答時間2時間)
		専門試験	行政分野の専門的知識について、大学卒業程度の筆記試験を行います。(40題、解答時間2時間)
	土木(上級)	教養試験	社会的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。(40題、解答時間2時間)
		専門試験	土木分野の専門的知識について、大学卒業程度の筆記試験を行います。(30題、解答時間2時間)
	建築(上級)	教養試験	社会的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。(40題、解答時間2時間)
		専門試験	建築分野の専門的知識について、大学卒業程度の筆記試験を行います。(30題、解答時間2時間)
	保育教諭 (中級)	教養試験	社会的知識及び知能について、高校卒業程度の筆記試験を行います。(40題、解答時間2時間)
		専門試験	保育士及び幼稚園教諭分野の専門的知識について、短大卒業程度の筆記試験を行います。(30題、解答時間1時間30分)
	土木(初級)	教養試験	社会的知識及び知能について、高校卒業程度の筆記試験を行います。(40題、解答時間2時間)
		専門試験	土木分野の専門的知識について、高校卒業程度の筆記試験を行います。(30題、解答時間1時間30分)
	建築 (社会人有資格)	職務基礎力試験 (①職務能力試験) (②職務適応性検査)	基礎的な知的能力と適応性を検証する試験を行います。 ① 論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題(60題、解答時間1時間) ② 公的部門の職員としての職務への適応性を性格傾向の面から検証する(150題、回答時間20分)。
	全ての職種	事務適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面から検査を行います。(100題、回答時間10分)
	全ての職種	性格特性検査 ※建築(社会人有資格)を除く。	職務遂行に必要な資質について、検査を行います。(150題、回答時間20分)

第2次 試験	全ての職種	口述試験	主として人物についての面接を行います。
	全ての職種	作文試験	出題されるテーマに対しての表現力等について、作文試験を行います。

※ 過去の試験問題について

松前町で使用している採用試験問題は、試験問題集委託業者から借用して使用し、終了後は全て返却しています。また、委託業者から試験問題の複写等も禁じられています。したがって、過去の試験問題のデータはありません。

5 教養試験及び専門試験の出題分野

職種区分	試験科目	出題分野
全ての職種 (建築(社会人有資格)除く。)	教養試験	時事及び社会・人文に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力 ※一般事務(上級)、土木(上級)、建築(上級):大学卒業程度 保育教諭(中級)、初級(土木):高校卒業程度
一般事務 (上級)	専門試験	憲法、行政法、民法、経済理論、経済政策・経済事情、財政学・金融論、社会政策(社会福祉や社会保険などの社会保障と雇用)、政治学・行政学、国際関係、社会学・教育学
土木(上級)		数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工
建築(上級)		数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工
保育教諭 (中級)		社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理、保育内容、子どもの保健
土木(初級)		数学・物理・情報、土木構造設計(構造力学、構造設計)、土木基礎力学(水理学、土質力学)、測量、社会基盤工学、土木施工
建築 (社会人有資格)	職務基礎試験	論理的な思考力を問う分野、文章を正確に理解する能力を問う分野、統計等の資料を分析する能力を問う分野

6 受験手続

(1) 申込方法及び受験票の交付

- ① 町のホームページ内「えひめ電子申請システム」のページに接続します。
(https://apply.e-tumo.jp/town-masaki-ehime-u/offer/offerList_initDisplay)
- ② 受験申込みを行います。(利用者登録をしない場合でも申込みは可能です。) 受験申込フォームに必要事項を入力してください。誤りや不備がないよう確認いただき、メールは、連絡の取れるアドレスを入力してください。ドメインの指定受信をしている場合は、「@apply.e-tumo.jp」及び「@town.masaki.ehime.jp」を受信できるようにしてください。本登録の際、顔写真データ(上半身、脱帽、正面向きで最近3か月以内に撮影されたもの。画像のサイズは、縦45mm、横35mm)が必要となります。建築(社会人有資格)を受験さ

れる方は、アピールシートも併せて提出してください。当該シートは、第1次試験合否の判定や第2次試験における面接の参考とします。

- ③ 申込みが完了すると「申込完了通知メール」が届きます。整理番号とパスワードが届きますので、必ず控えておいてください。申込完了通知メールが届かない場合は、申込みができていない可能性がありますので、総務課までお問い合わせください。
- ④ 登録されたメールアドレスに受験票のデータを送信します。
※ 申請内容に不備等がある場合は、電話やメールで補正等をお願いする場合がありますので、メールは定期的に御確認ください。

(2) その他注意事項

- ・ 登録に使用するメールアドレスは、パソコン又はスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。ただし、メールの受信設定等により案内等のメールが届かない場合があります。この場合に受験できなかったときは、一切責任を負いませんので御注意ください。
- ・ インターネット申込みに係る通信費用は、受験者自身の負担となります。また、使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。また、受付終了間際は、申込みが集中するおそれがありますので、余裕を持って手続きしてください。
- ・ 受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申込みができますが、システムの保守や点検、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく本システムを停止することがありますので、あらかじめ御了承ください。なお、このことにより生じた申込みの遅延等についても一切責任を負いません。
- ・ **今年度から郵送による申込みは受付できませんので御注意ください。**

7 受付期間

(1) 一般事務（上級）、土木（上級）、建築（上級）、保育教諭（中級）

令和6年6月3日（月）8時30分から同月17日（月）17時15分までの間に、えひめ電子申請システムから申し込んでください。

(2) 土木（初級）、建築（社会人有資格）

令和6年8月1日（木）8時30分から同月15日（木）17時15分までの間に、えひめ電子申請システムから申し込んでください。

8 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、松前町職員採用候補者として、職種区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
この名簿は、原則として、令和7年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者が選考を行い、決定します。したがって採用候補者名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 保育教諭（中級）については、令和7年3月末時点で資格又は免許を取得していない場合は、採用されません。

9 給与等

初任給は、松前町職員の給与に関する条例（昭和43年条例第9号）等の規定により、原則として次のとおり支給されます。初任給は、職歴等がある場合は、一定の基準に基づき調整されます。

(1) 現行給料月額等

試験区分	現行給料月額	諸手当
一般事務（上級）	197,318 円 (大卒で新卒の場合)	松前町職員の給与に関する条例等に定める扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当等が該当者に支給されます。
土木（上級）	233,121 円 (大卒で10年間勤務※)	
建築（上級）		
保育教諭（中級）	180,120 円 (短大卒で新卒の場合)	
土木（初級）	167,549 円 (高卒で新卒の場合)	
建築（社会人有資格）	233,121 円 (大卒で10年間勤務※)	

※ 大学卒業直後から民間企業等において、採用後の勤務に直接役立つと認められる職務にそれぞれの期間勤務し、その後に採用された場合の給料月額を目安です。全ての試験区分について調整が行われます。

給与改定により初任給が変わる場合があります。

(2) 保育教諭の処遇改善について

給料月額に上乗せして、保育所職員等調整額(9,000 円)を支給します。また、初任給が1級37号給以下の場合には、決定された初任給の号給に応じて給料の調整額を支給します。

〔例：短大新卒者の場合〕

給料月額：180,120 円 + 保育所職員等調整額：9,000 円 + 給料の調整額：20,000 円

支給額合計：209,120 円

10 試験結果について

(1) 第1次試験及び第2次試験の可否については、受験者全員に通知します。

また、合格者の受験番号については、松前町役場前掲示板に掲示するほか、ホームページでも公開します。

(2) 試験結果の通知は郵便事故などにより延着や不着の場合もありますので、可否は、松前町役場前掲示板やホームページで確認してください。

なお、電話での可否の問合せにはお答えできません。

11 その他

(1) 試験当日は、受験票、筆記用具、消しゴム及び時計（試験の妨げになる機能（アラーム音、通信、メモ等）の使用は、不可）を持参してください。

(2) 試験中は、(1)以外のものは、許可なく使用できず、また、机上にも置けません。

(3) 昼食等は、各自で用意してください。

(4) 第1次試験の試験会場は、松前町庁舎又は松前総合文化センターです。第1次試験当日、松前町庁舎入口で案内します。

(5) 台風等の非常災害の状況により、やむを得ず試験日程の変更等をする場合は、町ホームページでお知らせします。

〒791-3192

伊予郡松前町大字筒井 631 番地

松前町総務部総務課職員係

TEL 089-985-4113

FAX 089-985-4148

～受験資格に関するQ&A(建築(社会人有資格))～

Q 1 職務経験の「直近7年中5年以上」とは、どのような場合が該当するのですか。

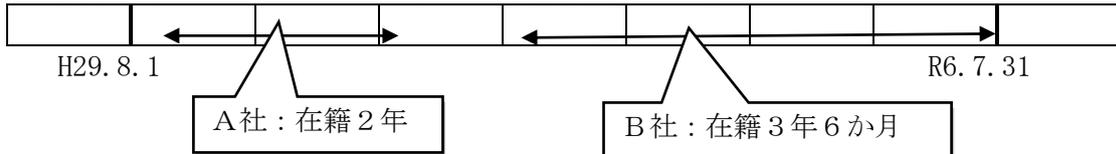
A 1 通算できる職務経験の例は、下記のとおりです。

(ケース1)

● A社での在籍期間は2年、B社での在籍期間は3年6か月である。

● 両社とも、週30時間以上の勤務である。

● 傷病休暇などによる1か月以上の休業期間はない。



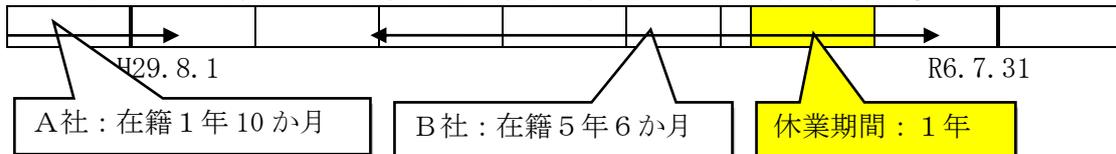
⇒ 通算して5年6か月となるので、「5年以上」の要件を満たします。

(ケース2)

● A社での在籍期間は1年10か月（H29.8.1以降では10か月のみ）、B社での在籍期間は4年6か月である。

● 両社とも、週30時間以上の勤務である。

● B社において、産前・産後休暇と育児休業合わせて1年取得した。



⇒ A社については、H29.8.1以降の10か月のみ通算できます

⇒ B社については産前・産後休暇、育児休業期間を除いた期間を職務経験期間として通算できます。

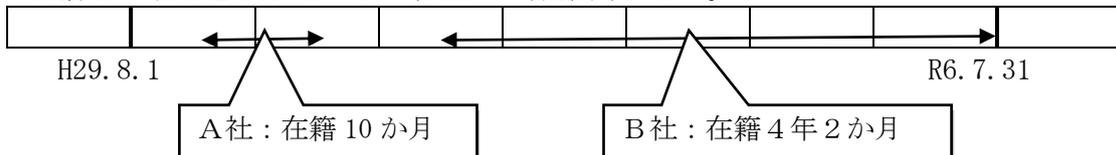
⇒ A社とB社合わせて5年4か月となるので、「5年以上」の要件を満たします。

(ケース3)

● A社での在籍期間は10か月、B社での在籍期間は4年2か月である。

● 両社とも、週30時間以上の勤務である。

● 傷病休暇などによる1か月以上の休業期間はない。



⇒ A社の在籍期間は10か月で、1年未満のため通算することができません。

⇒ B社の4年2か月のみとなるので、「5年以上」の要件を満たしません。

Q 2 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 10 日まで働いていました。1 年以上継続して働いたとみなして職務経験期間に算入することができますか（週 30 時間以上勤務）。

A 2 職務経験期間は 1 か月未満を切り捨てて算定します。この場合、平成 31 年 3 月 1 日から平成 31 年 3 月 10 日までの期間は 1 か月未満なので切り捨てるため、職務経験期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月末日までの 11 か月間となり、1 年以上継続して働いたとはみなせず、職務経験期間に算入することはできません。

Q 3 平成 29 年 8 月 20 日から令和 3 年 1 月 10 日【A 期間】まで働いていましたが、平成 30 年 5 月 15 日から同年 8 月 31 日【B 期間】まで傷病休暇を取得しました。職務経験期間は何年何か月ですか（週 30 時間以上勤務）。

A 3 A 期間は、平成 29 年 8 月 20 日から令和 2 年 12 月 19 日までの 3 年 4 か月です。最後の 12 月 20 日から翌年 1 月 10 日までは 1 か月未満のため切り捨てます。一方、B 期間は 3 か月なので（同じく 1 か月未満切り捨て）、職務経験期間は差し引き 3 年 1 か月です。

Q 4 会社が倒産等によりなくなっており、合格したとしても職歴証明書の提出ができません。どのように職歴の証明をすればいいですか。

A 4 年金加入記録の証明その他職歴が確認できる書類で代えることができます。ただし、証明できないことにより職務経験期間を確認できない場合は、合格を取り消します。

Q 5 就業規則では週 30 時間未満の勤務でしたが、残業等も含めると週 30 時間以上働いていました。職務経験として認められますか。

A 5 残業等の時間は職務経験に含めません。就業規則、雇用契約等により、あらかじめ定められた勤務時間を勤務した期間を、職務経験期間に算入します。

Q 6 現在、係長として勤務していますが、係長として採用されますか。

A 6 係長として採用はされず、本試験の合格者は、全て一般職としての採用です。